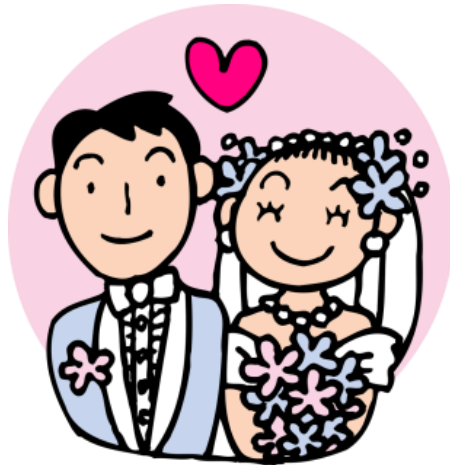


# 益子町結婚新生活支援補助金のお知らせ



益子町結婚新生活支援補助金とは、結婚された方が新たな生活を始めるにあたって発生する経済的負担を軽減するため、新居の取得費や家賃、引越費用の一部を補助する制度です。制度の主な内容は以下のとおりとなっておりますので、ご利用を検討されている方は健康福祉課児童家庭係にご相談ください。

【対象者】 次のすべての要件を満たす方

1. 平成30年1月1日から平成31年3月25日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦の世帯
2. 夫婦の平成29年中における所得の合計額が340万円未満で、夫婦とも婚姻日における年齢が34歳以下の世帯。  
\*結婚を機に離職し無職となっている場合、離職した方については所得なしとして算出します。  
\*貸与型奨学金(公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金)の返済を行っている場合、新婚世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除して得た額。
3. 補助金の申請及び交付の日において益子町に住所があること
4. 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
5. 過去にこの制度による補助金を受けていないこと
6. 町税を滞納していないこと



【助成の対象となる費用】

- 住宅の取得にかかった費用（増改築は対象外）  
（平成30年1月1日から平成31年3月25日までに生じた住居費及び引越費用の合計額）
- 住宅を賃借する際の賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料等  
（勤務先から住宅手当が支給されている場合は、手当分を差し引きます。）
- 引越費用：新婚世帯が新居へ引越しをするために引越業者又は運送業者へ支払う費用

【補助金額】

最大30万円

申請・お問い合わせ先

益子町役場 健康福祉課 児童家庭係

電話 72-8865 FAX 70-1141

